

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内の推進体制

本計画の策定にあたっては、本市の中心市街地活性化の方向性を確認しつつ、全庁的に活性化に取り組むために、「十日町市中心市街地活性化基本計画策定委員会」及び3つの分科会から構成される「十日町市中心市街地活性化基本計画策定検討部会」を設置し、計画内容の庁内の横断的な検討を行うとともに、各関係者との情報交換を行っている。

■庁内策定委員会構成員

(平成25年4月1日現在)

区分	所属・役職
委員長	副市長 村山 潤
副委員長	教育長 蔵品 泰治
副委員長	総務部長 高橋 勝芳
委員	市民福祉部長 高橋 徳一
委員	産業観光部長 大津 善彦
委員	産業観光部長(中心市街地活性化担当) 山岸 航
委員	建設部長 貴田 幸吉
委員	建設部技監 東 佑亮
委員	教育次長 池田 則夫

■庁内策定委員会における検討経過

日時	会議名	主な議題
平成23年4月22日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年度策定作業報告 ・作業部会3グループ(案)の協議 ・第1次骨子策定に向けての説明
平成23年9月20日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次骨子(案)の協議
平成24年5月22日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年度基本計画策定スケジュールの報告 ・旧田倉、旧娯楽会館跡地活用の事業募集結果
平成24年5月24日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・旧田倉、旧娯楽会館跡地活用の応募事業について
平成24年7月23日	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画素案概要の協議
平成24年8月14日	第6回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基金の協議
平成25年3月4日	第7回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画(案)の協議

■庁内連絡調整会議及び作業部会構成員

区 分	所 属
公共交通	企画政策課
財産管理	財政課
防災安全	防災安全課
福祉施設	福祉課
子育て支援	子育て支援課
病院建設関連	地域中核病院建設推進室
商業振興	産業政策課
観光振興	観光交流課
都市基盤 居住環境整備	都市計画課
生涯学習施設整備	生涯学習課
総合調整	中心市街地活性化推進室

■庁内連絡調整会議及び作業部会における検討経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 22 年 1 月 14 日	第 1 回連絡調整会議 第 1 回作業部会	・ 基本計画策定の概要 ・ 策定スケジュール
平成 23 年 2 月 24 日	第 2 回作業部会	・ 候補事業の検討（1）
平成 23 年 3 月 9 日	第 3 回作業部会	・ 候補事業の検討（2）
平成 23 年 3 月 22 日	第 4 回作業部会	・ 活性化施策の図上プロット
平成 23 年 4 月 6 日	第 5 回作業部会	・ 作業部会(案)の作成（1）
平成 23 年 4 月 13 日	第 6 回作業部会	・ 作業部会(案)の作成（2）
平成 23 年 4 月 22 日	第 1 回策定委員会 第 2 回連絡調整会議	・ H22 年度策定作業報告 ・ 作業部会 3 グループ（案）の協議 ・ 第 1 次骨子完成に向けての説明
平成 23 年 9 月 15 日	第 3 回連絡調整会議	・ 第 1 次骨子の協議
平成 24 年 7 月 18 日	第 4 回連絡調整会議	・ 基本計画（素案）の協議
平成 25 年 2 月 19 日	第 5 回連絡調整会議	・ 基本計画（案）の協議

■中心市街地活性化事業募集の経過

中心市街地の活性化の推進を図るため、市が所有する市街地内の2箇所の遊休地の活用と、その他の箇所での民間事業者による中心市街地活性化事業を募集した。

日 時	会議名等	内 容
平成24年3月6日	庁議	事業募集要項について
平成24年3月12日	市長定例記者会見	事業募集の発表 市報、HP掲載のほか主要な事業者への要項発送と訪問説明
平成24年3月25日	市報、HP掲載	
平成24年4月20日	応募締切	
平成24年5月7日	市長定例記者会見	応募結果の公表 ・市所有土地：8件 ・その他の土地：6件
平成24年5月29日 30日	応募事業審査会	審査件数：12件 審査員：基本計画策定委員 9名 学識経験者（大学教授ほか） 2名
平成24年6月4日	市長定例記者会見	公募事業の選定結果について

(2) 中心市街地活性化に関する検討の場の設置

中心市街地が抱える課題について、地域に関わる人々と行政が協働で課題の解決に向けての方策を検討し、十日町市中心市街地活性化基本計画に反映させることを目的として事業検討市民ワーキングを開催した。

■事業検討市民ワーキングの構成員

第1分科会	地域住民、商店街にぎわい研究所、芸術協会、青年会議所、タクシー協会、商店街振興組合、南越後観光バス(株)
第2分科会	芸術協会、地区振興会、商店街振興組合、地域住民、専門店会、タクシー協会、新聞社
第3分科会	観光ガイドの会、商業者、石彫シンポジウム、商店街振興組合、地区振興会、きものの街のキルト展、
第4分科会	商店街振興組合、社会教育委員会、旅館組合、エフエムとおかまち、地域協議会、商店街振興組合、青年会議所
第5分科会	地域住民、建築士会、観光ガイドの会、文化協会連合会、地域協議会、観光ガイドの会、
第6分科会	建設業協会、地場産業振興センター、商工会議所、福祉法人、観光ガイドの会、青年会議所、社会福祉協議会
第7分科会	青年会議所、建設業協会青年部会、観光ガイドの会、市民活動ネットワーク法人、地域協議会、芸術協会、医師会
第8分科会	健康運動指導士会、商店街振興組合、越後交通(株)、商店街振興組合、地域住民、商工会議所

■事業検討市民ワーキングにおける検討経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 23 年 4 月 26 日	第 1 回ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の概要説明 ・作業部会(案)の説明 ・グループ分け(8班)による「中心市街地の課題」抽出
平成 23 年 5 月 12 日	第 2 回ワーキング	< 8 グループによる討議 > <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の現状分析 ・中心市街地の環境分析 (SWOT 分析)
平成 23 年 5 月 17 日	第 3 回ワーキング	< 8 グループによる討議 > <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の環境分析 (SWOT 分析)
平成 23 年 5 月 25 日	第 4 回ワーキング	< 8 グループによる討議 > <ul style="list-style-type: none"> ・重点事業の選定 ・事業の行動計画の作成
平成 23 年 6 月 5 日	第 5 回ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・各グループのプレゼン ・行動計画の改善点の討議

(3) 経済産業省 中心市街地活性化の取り組みに対する診断・助言事業

各種統計資料の調査等の定量調査や、ニーズヒアリング等の定性調査を実施した上で、地域ビジョンの確立や多様な事業者による事業の推進について検討及び助言をいただき、意見交換会を通して多様なまちづくり関係者間の合意形成を進めた。

■事業の取り組み内容

項 目	日 時	内 容
専門家による現状把握 市：担当部長ほか3名 経済産業省：1名 アドバイザー：1名	平成 23 年 8 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の状況 ・中心市街地活性化基本計画策定に向けた取り組み状況 ・中心市街地活性化の課題 ・診断、助言事業に対する期待、要望
来街者アンケート調査	平成 23 年 10 月 7 日 8 日	調査地点 < 中心市街地 > 3 か所 (207 サンプル) < 郊外拠点 > 大規模小売店舗 1 か所 (103 サンプル)
第 1 回勉強会 市：担当室長ほか2名	平成 23 年 10 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> －基本計画策定の進捗状況と今後の予定 －観光関係調査の進捗状況 ・意見交換会(第1回)の検討事項等の確認
第 1 回意見交換会 パネルディスカッション 市民：5名	平成 23 年 10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次骨子の概要説明 ・パネルディスカッション <ul style="list-style-type: none"> －まちなかに誇れる宝物(資源)、まちなかの課題、活性化に向けて苦労した話、活性化に

アドバイザー：2名		向けて取り組んでみたいこと
第2回勉強会 市：担当室長ほか2名	平成23年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の進捗確認 ・ 意見交換会（第2回）の検討事項の等の確認 ・ 最終報告会の検討事項等の確認 ・ 最終成果物の確認
第2回意見交換会 市：副市長ほか6名 民間：9名	平成23年 12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画案へのアドバイス ・ 中心市街地活性化に資する事業の芽、気運等に対する意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> － 全体的な方向性の確認 － 自主的に取り組みたいと思う個別事業の吸い上げ・膨らまし
最終報告会 行政：副市長ほか6名 民間：9名	平成24年 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計データ、アンケート等の分析結果報告 ・ 専門家によるアドバイス ・ 意見交換会

(4) 市民への広報等の状況

① 中心市街地活性化市民シンポジウム及びパネルディスカッションの開催

第1回 平成23年10月30日（日）

第1次骨子の説明及び市民代表によるパネルディスカッション

第2回 平成24年5月14日（月）

計画素案に向けた講演会及び市民代表等によるパネルディスカッション

② 市民や各種団体との意見交換会等の取り組み

■ 市民や関係団体への中心市街地活性化の取り組み、第1次骨子の説明会

日 時	関係団体
平成23年5月23日	とおかまち市民討議会 2011(社)十日町青年会議所主催 「とり戻そう！！賑わいのある中心市街地」
平成23年12月12日	高田町2丁目商店街協同組合
平成23年12月13日	本町2丁目商店街振興組合、本町3丁目商店街振興組合
平成23年12月15日	高田町1丁目商店街振興組合
平成23年12月15日	キルト展関係者
平成23年12月19日	駅通り商店街振興組合、昭和町通り商店街協同組合
平成23年12月21日	本町4丁目商店街振興組合、本町5・6丁目商店街振興組合
平成24年2月22日	商業三団体（十日町スタンプ、セントラルパーキング、ラポート十日町）
平成24年11月29日	経済産業省主催「中心市街地の商店街キャラバン」

③市内の主要事業者との意見交換会

市内の主要な民間事業者等を訪問し、第1次骨子に示す事業への取り組みの可能性や、計画に対する意見交換を行う。

■平成23年11月～平成24年1月 訪問事業者数：33事業者

④市報への記事掲載

掲載号	タイトル
平成23年5月25日号	「十日町市中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいます」
6月10日号	「取り戻そう！にぎわいのある中心市街地」
7月25日号	「中心市街地活性化基本計画策定事業「市民事業検討ワーキング」が開催されました」
10月10日号	「十日町市中心市街地活性化基本計画第1次骨子を策定しました」
11月25日号	「十日町市中心市街地活性化市民シンポジウムを開催しました」
平成24年3月25日号	「中心市街地の活性化を進めるために事業の募集を行っています！」
5月25日号	「「にぎわい創出@まちなか」シンポジウム開催」、「にぎわいなう（若手経営者を中心に中心市街地を元気にするために生まれたプロジェクトの活動紹介）」
6月25日号	「中心市街地活性化基本計画への登載を目指して市と協議を行う事業が審査会により決定しました」、「中心市街地活性化基本計画策定に関する今後の予定」
8月10日号	「にぎわいなう」
9月25日号	「中心市街地活性化協議会が設立されました」、「にぎわいなう」
11月25日号	「デザインの力で社会をより良く（市民有志による大学と連携した中心市街地の活性化を考えるワークショップ開催）」、「にぎわいなう」
12月10日号	「（経済産業省による）「中心市街地の商店街キャラバン」が行なわれました」、「中心市街地活性化推進室からのお知らせ」
平成25年1月25日号	「中心市街地整備推進機構（NPO法人にぎわい）のメンバー・活動紹介」

⑤市ホームページへの掲載

掲載日	タイトル
平成 23 年 7 月 26 日	「市民事業検討ワーキングが開催されました」
10 月 11 日	「中心市街地活性化基本計画第 1 次骨子が完成！」
12 月 1 日	「十日町市中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいます」、「十日町市中心市街地活性化市民シンポジウムを開催しました」
平成 24 年 5 月 29 日	「『十日町なか元気プロジェクト』始動！」
6 月 13 日	「中心市街地活性化基本計画への登載を協議する事業の選定結果」
9 月 3 日	「中心市街地活性化基本計画の素案がまとまりました！」
9 月 6 日	「中心市街地活性化協議会が設立されました！」

⑥公式フェイスブックページの開設

平成 24 年 4 月開設。まちなかのにぎわい創出につながる各種イベントや取り組みなどの情報を発信（URL: <https://www.facebook.com/chukatsusinpo>）。

⑦パブリックコメント

中心市街地活性化に対する市民の声を取り入れるため、平成 25 年 3 月に「十日町市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を実施したところ、1 名から 1 件の意見が提出された。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 十日町市中心市街地活性化協議会の概要及び開催状況

十日町商工会議所及び特定非営利活動法人にぎわいが共同設置者となり、法第 15 条に基づく「十日町市中心市街地活性化協議会」を平成 24 年 9 月 1 日に設置した。

協議会の協議事項の調整を図るため、協議会の下部組織として役員会を設置し、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

■中心市街地活性化協議会設立に向けた勉強会等の開催経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 23 年 11 月 9 日	第 1 回勉強会 (会議所・市)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の役割や構成について ・協議会組織、まちづくり会社について
平成 23 年 12 月 12 日	商工会議所常 議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化への取り組みについて ・協議会の役割や構成について ・第 1 次骨子の説明
平成 23 年 12 月 27 日	第 1 回勉強会 (会議所常議 員)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の設置者、構成員について ・協議会設立スケジュール及び手法 ・まちづくり会社について ・主要な事業における事業スキームの研究 ・都市計画手法の特別用途地区について
平成 24 年 1 月 11 日	第 2 回勉強会 (会議所常議 員)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の組織及び構成員（案）について ・協議会設立スケジュール及び手法 ・まちづくり会社等のイメージ ・1 月以降の取り組みスケジュール ・組織の役割分担について
平成 24 年 1 月 25 日	第 3 回勉強会 (会議所常議 員)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の組織及び構成員（案）の確認 ・タウンマネージャーについて ・協議会設立スケジュール及び手法 ・中心市街地まちづくり基金の検討 ・主要な事業の 5 年間の取り組みイメージ
平成 24 年 2 月 1 日	第 4 回勉強会 (会議所常議 員)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会社または NPO の事業内容の検討 ・中心市街地まちづくり基金の税制 ・主要な事業の 5 年間の取り組みイメージ
平成 24 年 2 月 10 日	第 5 回勉強会 (会議所常議 員)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地内の市民活動を推進する組織のイメージ ・市街地内の拠点施設整備の検討 ・まちづくり会社または NPO が行う業務の検討 ・和のまちづくりについての検討

平成 24 年 2 月 24 日	第 6 回勉強会 (会議所常議員)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地内の市民活動を推進する組織について ・市街地内の拠点施設整備の検討 ・まちづくり会社または NPO が行う業務の検討 ・にぎわい創出会議の開催について
平成 24 年 3 月 9 日	商工会議所常議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化の取り組みの中間報告協議(勉強会)の経過及び今後の取り組みについて

■ NPO 法人設立にむけた市民団体との協議経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 24 年 5 月 10 日	第 1 回にぎわい創出会議	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地で活動する団体の課題把握
平成 24 年 5 月 17 日	第 2 回にぎわい創出会議	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進組織の役割と組織形態等の検討
平成 24 年 5 月 24 日	第 3 回にぎわい創出会議	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進組織の取り組み方向について ・設立に向けた組織、構成員について

■ 中心市街地活性化協議会の開催経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 24 年 5 月 9 日	第 1 回中心市街地活性化協議会設立準備会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の設立趣旨の確認について ・協議会組織について ・協議会構成員(案)について ・役員選任について ・民間事業の応募結果について
平成 24 年 7 月 31 日	第 2 回中心市街地活性化協議会準備会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地整備推進機構について ・構成員の追加(事業実施者の追加) ・基本計画素案の概要説明 ・今後のスケジュール
平成 24 年 9 月 1 日	第 1 回中心市街地活性化協議会(設立総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会規約(案)の承認 ・協議会構成(案)の承認 ・基本計画素案の説明
平成 24 年 11 月 15 日	第 2 回中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の策定状況等について ・基本計画(案)第 1 章の一部、第 2 章について
平成 24 年 12 月 6 日	第 3 回中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の策定状況等について ・基本計画(案)第 1 章の一部、第 3 章について
平成 25 年 1 月 8 日	第 4 回中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の策定状況等について ・基本計画(案)第 4 章～第 12 章について
平成 25 年 2 月 6 日	第 5 回中心市街地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の策定状況等について ・基本計画(案)全編について

平成 25 年 3 月 1 日	第 6 回 中心市街 地活性化協議会	・基本計画（案）全編について
平成 25 年 3 月 26 日	第 7 回 中心市街 地活性化協議会	・基本計画（案）全編について ・意見書について
平成 25 年 5 月 21 日	第 8 回 中心市街 地活性化協議会	・基本計画（案）について ・活性化協議会の今後の予定について ・その他報告事項
平成 25 年 10 月 24 日	第 9 回 中心市街 地活性化協議会	・基本計画の変更認定申請について ・その他報告事項
平成 26 年 2 月 18 日	第 10 回 中心市街 地活性化協議会	・基本計画の変更認定申請について ・その他報告事項
平成 27 年 2 月 4 日	第 11 回 中心市街 地活性化協議会	・基本計画の変更認定申請について ・その他報告事項
平成 27 年 8 月 11 日	第 12 回 中心市街 地活性化協議会	・基本計画の変更認定申請について（意見取得） ・その他報告事項
平成 29 年 2 月 7 日	第 13 回 中心市街 地活性化協議会	・基本計画の変更認定申請について（意見取得） ・その他報告事項

■ 中心市街地活性化協議会役員会の開催経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 24 年 8 月 29 日	第 1 回 中心市街 地活性化協議会 役員会	・設立総会について
平成 24 年 11 月 1 日	第 2 回 中心市街 地活性化協議会 役員会	・第 2 回活性化協議会について
平成 25 年 1 月 30 日	第 3 回 中心市街 地活性化協議会 役員会	・第 5 回活性化協議会について
平成 25 年 3 月 19 日	第 4 回 中心市街 地活性化協議会 役員会	・第 7 回活性化協議会について

■ 中心市街地活性化協議会における商業関係者協議の開催経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 24 年 10 月 17 日	第 1 回検討会	・ 事前ヒアリングの結果 ・ WS①中心市街地内の回遊性につながる取り組みについて
平成 24 年 11 月 6 日	第 2 回検討会	・ WS②中心市街地内の回遊性につながる取り組みについて
平成 24 年 12 月 4 日	第 3 回検討会	・ WS③中心市街地内の回遊性につながる取り組みについて

十日町市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 十日町商工会議所及び特定非営利活動法人にぎわいは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、十日町市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、十日町市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法第9条第1項の規定により十日町市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項の規定による認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）の実施に関し、必要な事項を協議し、十日町市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 十日町市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(協議会の構成員)

第5条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 十日町商工会議所
- (2) 十日町市中心市街地整備推進機構（特定非営利活動法人にぎわい）
- (3) 十日町市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(委員)

第6条 委員は、第5条第1項各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 5名以内

2 役員は、協議会の会議（以下、「会議」という。）において委員の中から選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（役員会）

第9条 役員会は、第4条に掲げる事項及び協議会の運営について、必要な協議又は調整を行うため、適宜開催する。

2 役員会の運営その他の事項は、会長が別に定める。

（専門部会）

第10条 協議会の目的を達成させるために専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は会長が指名する。

3 専門部会の運営に関しては、会長が別に定める。

（タウンマネージャー、アドバイザー及びオブザーバー）

第11条 協議会の活動を円滑に進めるため、まちづくりについての専門知見を有するタウンマネージャー、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

（事務局）

第12条 協議会の事務局は十日町商工会議所に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長は、理事の中から会長が任命する。

4 事務局員は、会長が任命する。

（会議）

第13条 会議は会長が招集する。

2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第14条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は会議の議長となる。

3 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議結果の尊重）

第15条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

（公表）

第16条 協議会の公表は、十日町商工会議所の広報紙又はホームページへの掲載のほ

か、必要に応じて十日町市の広報紙及び新聞掲載により行う。

- 2 会議は、公開を原則とする。ただし、公開することにより協議会、協議会の委員又は第三者の権利、利益もしくは公共の利益を害するおそれがあると認められるときは、会長は会議を非公開とすることができる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第18条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(解散)

第19条 総会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、役員会の承認を得て、別に定める。

- 2 前項において役員会で決定した事項は、次の会議において報告をするものとする。

附則

- 1 この規約は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成26年5月31日までとする。

十日町市中心市街地活性化協議会 構成員

平成29年1月1日現在

(順不同・敬称略)

No.	区 分	所属団体・役職名	氏 名	
1	経済力の向上を推進する者 (法第15条第1項関係)	十日町商工会議所 会頭	丸山 秀二	
2	都市機能の増進を推進する者 (法第15条第1項関係)	NPO法人にぎわい 理事長 (十日町市中心市街地整備推進機構)	関口 純夫	
3	市町村が作成する基本計画に記載された事業を実施しようとする事業者および基本計画およびその実施に関し密接な関係を有する者 (法第15条第4項関係)	(一社) 十日町市観光協会 会長	青柳 安彦	
4		十日町農業協同組合 経営管理委員会 会長	田口 直人	
5		十日町市商店街連合会 会長	森本 忠彦	
6		十日町織物工業協同組合 理事長	瀧澤 泰之輔	
7		十日町商工会議所 副会頭	村山 政文	
8		(株)ファイン・テン 代表取締役	村山 政文	
9		(株)フジタ 代表取締役	藤田 真実	
10		社会福祉法人妻有福祉会 理事長	樋口 誠	
11		社会福祉法人十日町市社会福祉協議会 会長	阿部 喜一	
12		社会福祉法人十日町福祉会 理事長	村山 薫	
13		十日町市文化協会連合会 会長	後藤 和夫	
14		十日町セントラルパーキング協同組合 理事長	小林 均	
15		(一財)十日町地域地場産業振興センター 専務理事	岩船 真人	
16		東日本旅客鉄道株式会社十日町駅 駅長	石田 裕一	
17		北越急行株式会社十日町駅 駅長	村山 正樹	
18		越後交通株式会社十日町営業所 所長	伊藤 剛	
19		十日町地区タクシー協会 会長	馬場 三郎	
20		十日町地域振興連合会 会長	西方 勝一郎	
21		十日町商工会議所青年部 会長	高橋 昇男	
22		十日町商工会議所商業部会アネッサ21 会長	蕪木 康子	
23		十日町商工会議所 専務理事	池田 春夫	
24		規約上、特に必要があると認める者	(一社) 新潟県建設業協会十日町支部 支部長	村山 政文
25			(公社) 十日町青年会議所 理事長	重野 剛基
26	十日町市金融団 (幹事行：北越銀行十日町支店長)		南波 松一	
27	市町村 (法第15条第4項関係)	十日町市 副市長	村山 潤	
28	協議会から協力を求められた者 (法第15条第7項関係)	新潟県十日町地域振興局 局長	庭野 芳樹	
29		新潟県産業観光労働部 商業・地場産業振興課長	福原 実	
30		中小機構関東 地域振興部地域振興課長	石井 康人	

- ※ 法第15条第1項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者
- ※ 法第15条第4項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村
- ※ 法第15条第7項：関係行政機関等、必要があると認める者
- ※ 法第15条第8項：必要な協力を求めることができる者

(2) 十日町市中心市街地活性化協議会による意見書

協議会における協議の結果、「十日町市中心市街地活性化基本計画」(案)に対して、意見書が平成25年3月28日に提出された。

平成25年3月28日

十日町市長 関口芳史 様

十日町市中心市街地活性化協議会
会長 丸山 秀二

十日町市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、十日町市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書を下記の通り提出します。

記

1. 意見

十日町市中心市街地活性化協議会は、十日町市中心市街地活性化基本計画(案)について、概ね妥当であると判断します。

本計画では、『「新たなにぎわい」に満ちた「魅力あるまち」の創造』を基本理念とし、『雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち』『歩いて楽しいまち』『いきいきとまちづくり活動ができるまち』の3つを基本方針に掲げております。

度重なる被災と豪雪地域であることの当地域の特殊性を鑑み、中心市街地活性化の実現に向けて官・民が一体となって各事業を円滑かつ着実に実施されるよう特段の配慮をお願いします。

2. 付帯事項

- (1) 本基本計画に記載されている事業を着実に推進するために、各事業主体への全面的な支援を図っていただきたい。
- (2) 本計画に未記載の事業及び今後検討される事業に対して、活性化の効果が期待できる場合は、随時基本計画の調整を行うなど、柔軟な対応をお願いしたい。
- (3) 官民一体となって推進するため、引き続き国・県・関係団体と連携して協議会に対しての強力な支援をお願いしたい。
- (4) 当地域は度重なる自然災害で疲弊しており、まだその爪痕も残されています。防災の観点からも、本基本計画において予定されているハード事業において、防災機能を備えたものにしていただきたい。
- (5) 本計画を推進するためには地域住民や商業者の協力が不可欠ですが、本協議会も一体となって事業の推進に協力して参りますので、総力を結集して活性化の事業推進を図っていただきたい。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

① 客観的現状分析

中心市街地の現状を把握するため、各種統計データを用いて客観的な現状分析を行った。統計データを用いた現状分析については、1. [2]中心市街地の現状分析の(3)地域の現状に関する統計的データの把握・分析に記載している。

② 市民ニーズ等の分析

中心市街地の課題と活性化の方向性、中心市街地への市民ニーズ等を探ることを目的として、市民アンケートや中心市街地などへの来街者アンケートを実施した。

市民のニーズ等については、1. [2]中心市街地の現状分析の(4)地域住民のニーズ等の把握・分析に記載している。

③ 旧基本計画に基づく事業の実施状況及び評価

1. [3]中心市街地でのこれまでの取り組みと評価に記載している。

(2) さまざまな主体との相互連携

①事業検討市民ワークショップの開催

中心市街地の活性化に向けた必要と思われる事業の提案と、それらを確実に実施するための課題等の整理を行うため、平成23年4月から6月にかけて、市民団体や商業関係者などさまざまな主体の参加によるワークショップを計5回開催した。

②青年会議所との連携による市民討議会の開催

平成23年5月、「取り戻そう！！賑わいのある中心市街地」と題した中心市街地活性化をテーマにした市民討議会を青年会議所との連携により開催した。

③TMO協議会による事業検討会の開催

TMO協議会がこれまで取り組んできた事業の検証と大型空き店舗の活用について検討を行い、平成23年8月に市に対して提言を行った。

④商店街関係者との事業検討会の開催

市及び商工会議所と商業関係者が連携し、今後取り組むべき商業関係の事業について平成24年10月から12月にかけて計3回検討を行った。

⑤商店街振興組合等との意見交換会の開催

市民や商業関係者への中心市街地活性化の取り組みの説明と情報共有を目的に、必要に応じて商店街振興組合等との意見交換会を開催した。

⑥市内主要事業者への説明

平成 23 年 10 月に「中心市街地活性化基本計画 第 1 次骨子」を公表後、市内の主要事業者約 40 社を個別に訪問し、市が中心市街地活性化に取り組む理由、目標とする方向、主要な取り組み内容等についての説明と意見交換を行うとともに、民間事業者からの中心市街地における積極的な投資と事業展開を要請した。

(3) パブリックコメントの実施【再掲】

中心市街地活性化に対する市民の声を取り入れるため、平成 25 年 3 月に、「十日町市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を実施したところ、1 名から 1 件の意見が提出された。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地における都市機能の集積の促進の考え方として、本計画の上位計画である「十日町市総合計画後期基本計画（平成23年度～平成27年度）」において、以下の内容を推進することとしている。

■十日町市総合計画後期基本計画（平成23年度～平成27年度）

①計画的な土地利用の推進

- ・土地利用関連計画の見直し

都市計画マスタープランに基づき、将来都市の目標像を、無秩序な市街地の拡大を抑制したコンパクトな都市づくりと定め、都市計画の見直しを行う。

②にぎわいを生み出す交流活動の推進

- ・交流拠点を結ぶ動線の整備

交流拠点と商店街などを結び市街地内を快適に移動するための歩道の整備を進めるとともに、市道の維持管理を徹底して行い、来街者や市民が安全安心に移動できる環境づくりに努める。

- ・周辺地区と中心市街地の更なる連携強化

周辺地区と中心市街地それぞれの特性を生かしながら地域振興を進める。

③快適な生活環境の充実

- ・身近な公園・緑地・広場の整備

都市計画マスタープランに基づき、公園・広場整備や市街地・住宅地の緑化を推進する。

[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域等における大規模集客施設の立地制限

中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の無秩序な拡散を抑制し、コンパクトなまちづくりを進めるため、準工業地域において、都市の構造や環境及び交通に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を定め、併せて、十日町市特別用途地区（大規模集客施設制限地区）建築条例（以下、「建築条例」という。）を制定した。

また、新潟県においては、平成23年8月に「新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例」を制定し、これまで郊外立地により中心市街地の空洞化に影響を与えてきた大規模集客施設について広域的視点から適正な立地の誘導・抑制を図ることにより都市機能の中心市街地への集積を目指している。

■十日町都市計画特別用途地区及び川西都市計画特別用途地区の決定

都市計画特別用途地区を次のように決定する

種 類	面 積	範 囲
十日町都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）	約177ha	準工業地域全域
川西都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）	約9.1ha	準工業地域全域

■大規模集客施設立地制限の経緯

◇特別用途地区の決定

平成 24 年	4 月～5 月	制限区域及び要件の方針決定
	5 月 29 日	十日町市都市計画審議会への事前説明
	6 月～8 月	関係機関文書協議
	8 月 30 日	素案説明会
	10 月 11 日～ 10 月 25 日	都市計画案の公告・縦覧
	11 月 27 日	十日町市都市計画審議会 答申
	11 月～12 月	新潟県知事との協議、回答
	12 月 14 日	決定告示

◇建築条例の制定

平成 24 年	12 月 14 日	建築条例の市議会可決
平成 25 年	4 月 1 日	建築条例施行

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 行政機関、教育文化施設、医療施設、病院、学校等の立地状況

本市の中心市街地には、市役所本庁舎及び本町分庁舎、税務署など官公庁が立地している他、金融機関、診療所などが点在している。また、それら公益施設の多くは約 3.6 km に及ぶアーケードで結ばれており、安心安全な移動環境が整備されている。

これらの既存ストックを有効に活用し、中心市街地の活性化を進める。

■中心市街地に立地している主な公益施設

区分	施設名
生活	十日町市役所本庁舎、本町分庁舎 関東信越国税局十日町税務署 新潟地方法務局十日町支局 新潟労働局十日町労働基準監督署 十日町警察署十日町駅前交番
文化施設	越後妻有里山現代美術館
学校	新潟県立十日町高等学校 十日町服飾専門学校
福祉	十日町市社会福祉協議会 十日町市総合福祉センター 北越保育園、いずみ保育園、十日町幼児園、十日町カトリック天使幼稚園、子育て支援センターくるる 特別養護老人ホーム三好園四ツ宮、クリーンセキュリティ、障害者地域生活支援センターエンゼル妻有、デイサービスセンターコロネット、まちトレ十日町

医療	新潟県立十日町病院、本町クリニック、池田医院、小千谷総合病院十日町診療所、庭野医院、山口医院、西野歯科医院、阿部歯科医院、蕪木歯科医院、田村歯科医院、中央歯科医院、中林歯科医院、服部歯科医院、山崎歯科医院
金融	第四銀行十日町支店、北越銀行十日町支店、大光銀行十日町支店、新潟県信用組合十日町支店、新潟県労働金庫十日町支店、十日町郵便局、十日町高田郵便局、十日町本町簡易郵便局、J Aバンク十日町支店
その他	十日町商工会議所 十日町地域地場産業振興センター 十日町農業協同組合十日町支店、ラポート十日町温泉施設（明石の湯）

（２）大規模小売店舗の立地状況

■中心市街地内及びそれ以外の大規模小売店舗（店舗面積1,000 m²を超えるもの）

分類	店舗名称	業態	店舗面積 (m ²)	開設年月
中心市街地内	リオン・ドール十日町店	スーパー	5,491	S54.12
	十日町シルクモール（原信十日町店）	その他	7,403	H5.04
	大勇家具センター	専門店	1,400	S43.12
中心市街地外	十日町SC （コメリHC十日町店・原信十日町北店）	その他	7,970	H15.03
	コメリホームセンター十日町新座店	ホームセンター	1,911	S62.10
	妻有SC北館（イオン十日町店）	ショッピングセンター	10,178	H6.11
	妻有SC南館（ケーズデンキ十日町店）	専門店	5,054	H15.11
	ホームセンタームサシ十日町店	ホームセンター	14,023	H17.04
	ファミリードラッグ十日町店	専門店	1,182	H19.04
	スーパーハリカ十日町店	専門店	1,224	H8.07
	真電十日町店	専門店	1,500	S61.10
	中里SC U-MALL（ラポート十日町中里店）	スーパー	1,980	H4.5
	ヤマダ電機テックランド十日町店	専門店	1,540	H24.3

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積を図るため、以下の事業を実施し、これらの事業を一体的に進める。

4. 市街地の整備改善のための事業

1. 中心市街地駐車場整備事業（市民活動センター・まちなか公民館駐車場）
2. コミュニティガーデン整備事業
3. 「キナーレ」南側進入路整備事業（市道宇都宮4号線）
4. 道路消雪施設整備事業（市道山本高山線）
5. 歩道照明設置事業（市道山本高山線、市道川治昭和町線）
6. 細街路整備事業（市道関口樋口町線、市道栄町6号線）
7. 地域資源活用調査事業
64. ポケットパーク整備事業（キナーレ南広場）
8. 十日町病院周辺整備事業
9. 十日町駅高架化検討調査事業

5. 都市福利施設を整備する事業

10. (仮称)十日町市市民文化ホール・中央公民館整備事業
11. 老人デイサービス施設整備事業・子育て支援施設整備事業（旧田倉跡地活用事業）
12. 市民交流センター整備事業（本町分庁舎）
13. 市民活動センター・まちなか公民館整備事業
14. 市民活動団体支援団体活動拠点設置事業
15. 市民の健康づくり事業（まちなかまちじゅうウォーキングロード）
16. 石彫プロムナード活用事業
17. 本町分庁舎ウインドウギャラリー事業
18. まちなか「花の情報マップ」作成事業
19. ラポート十日町周辺地域活性化整備事業
20. 十日町病院改築事業
21. 地域子育て応援カード事業
22. 協働のまちづくり支援拠点運営費補助金

6. 居住環境向上のための事業

23. サービス付き高齢者住宅整備事業・ファミリー向け都市型住宅整備事業（旧田倉跡地活用事業）
24. まちなか居住共同住宅供給事業
25. 克雪すまいづくり支援事業
26. まちなか住み替え促進事業

7. 商業の活性化のための事業

27. (仮称)産業・文化発信館整備事業（旧娯楽会館跡地整備事業）

28. 中心市街地にぎわい力アップ事業
29. 中心市街地商店街空き店舗等活用促進事業
30. 地域行事等の年間プログラム化
31. 十日町きものまつり
32. きものパーティ
33. 中心市街地まちと個店の魅力掘り起こし事業
34. 中心市街地情報板設置事業
35. 行政施設 Wi-Fi 環境整備事業
36. 中心市街地活性化促進支援員設置事業
37. きれいな街づくり運動推進事業
38. ゴールドカード事業
39. 一店逸品事業
40. おらちのお宝展
41. 十日町織物産地特別招待会
42. 十日町伝統的工芸品指定 30 周年記念展
43. きものの街のキルト展
44. 十日町おおまつり
45. 生誕地まつり
46. チンコロ市（節季市）
47. ホワイトミュージアム in 十日町白い愛の祭典「十日町雪まつり」
48. 十日町市観光土産品コンテスト
49. コミュニティ FM 放送事業
50. とおかまち情報誌発行
51. 十菓町スイーツグランプリ
52. グルメイベント
53. 販売力強化セミナー
54. 中心市街地活性化基金による市民活動支援事業
55. 十日町オリジナル観光パンフレット事業
56. 大地の芸術祭中心市街地プロジェクト
57. 「とおかまちナビ」サービス事業
58. 十日町市観光写真コンテスト
59. 十日町駅付近観光案内施設設置事業
60. 十日町産業フェスタ
61. ホットひと駅事業

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

62. 予約型乗合タクシー運行事業
63. 楽々まちめぐり！電動レンタサイクル「里チャリ」

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) まちづくりへの市民参画の活発化

平成 22 年度に開設した「商店街にぎわい研究所」を中心とした若手商店主などによる「とおか市」の定期的な開催が新たなにぎわいを生みだしたほか、Uターン者が中心となったグループが主催する「日本で最も過酷な J AM」を売りにした「豪雪 J AM」が十日町雪まつりに新たな価値を与えるなど、市民主体のまちづくり活動の機運が高まっている。

(2) 商業関係団体の連携促進

若手を中心とした連携による活動のほか、商店街振興組合及び同連合会等の既存商業関係団体からも商業者と地域が連携した取り組みの必要性が自発的に議論されはじめており、具体的な事業実施も視野に入れた検討会を開催するなどしている。

(3) 高校・大学との連携

地元の高校 2 校の生徒 100 人以上が企画段階から参加した「高校生まちなか文化祭」や、若手建築家グループと長岡造形大学との連携による「まちなかフィールドワーク」の開催、近隣大学による公開講座の実施やサテライト構想など、若者がまちづくりに参画する素地づくりの動きが始まっている。

[2] 都市計画等との調和

(1) 十日町市総合計画後期基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

第 5 章 施策 1 (2) 交流拠点を核とする中心市街地の再生・活性化

1. 空き地と遊休施設の利活用

「総合計画後期基本計画」では、災害時の避難場所や冬期間の排雪場所として空き地活用を進めるほか、遊休施設については、商業や事業所による利活用を促す施策を充実させるとしている。

これに基づき、本計画においても「(仮称) 十日町市市民文化ホール・中央公民館整備事業」や「サービス付き高齢者住宅整備事業・ファミリー向け都市型住宅整備事業」、「(仮称) 産業・文化発信館整備事業」など、中心市街地の遊休施設等を活用した都市施設の整備を行う。

2. 交流拠点等の整備・充実

「総合計画後期基本計画」では、中心市街地の商業やサービス業の活力向上を支援しながら、更なる誘客のための核施設と市街地内の面的連携強化など b の検討を進めるとしている。

これに基づき、本計画においても「(仮称) 産業・文化発信館整備事業」で誘客のための核施設の整備を行い、中心市街地の面的連携強化を図る。

3. 交流拠点を結ぶ動線の整備

「総合計画後期基本計画」では、交流拠点と商店街などを結び市街地内を快適に移動できるための歩道の整備を進めることとしている。

これに基づき、本計画においても「「キナーレ」南側進入路整備事業」を進めることにより、十日町駅・中心市街地内のアクセスを向上させる。

4. 周辺地域と中心市街地の更なる連携の強化

「総合計画後期基本計画」では、周辺地区と中心市街地、それぞれの特性を活かしながらの地域振興に注力するとともに、交流拠点や交通結節点を市域の顔や玄関ととらえ、市街地への来訪者など、多くの人や物を周辺地区に循環させる仕組みづくりを進める。一方で、周辺地区の地域資源を更に掘り起こしながら、中心部に情報などを集め、十日町ブランドを全国に発信していくとしている。

これに基づき、本計画においても「(仮称) 産業・文化発信館整備事業」で、十日町市の伝統・歴史を発信する市民や来街者の交流できる施設を整備し、周辺地区を含めた十日町市の交流の玄関口・情報発信拠点と位置付ける。

(2) 十日町市都市計画マスタープラン（平成 20 年 3 月）

第 4 章－ 1

(1) ③ 市街地形成ゾーン

十日町中心部については賑わいの創出に努め、国道 117 号沿道に広がる市街地や川西地域中心部については農地との調和を図りながら計画的な市街地整備を進め、コンパクトな都市の形成を図る。

(2) 拠点① 都市拠点

十日町中心部を都市拠点とし、商業機能の集積を図るとともに、活力ある都市づくりを担う都市基盤の整備を推進する。

(3) 新潟県・十日町市地域再生計画「農とのふれあい・交流ネットワーク」

(平成 22 年度～平成 26 年度)

地域再生法に基づき策定された「新潟県・十日町市地域再生計画」では、「有機的な道路交通ネットワークを構築することにより、地域間や都市部との交流機能を強化し、農産物の集出荷や観光交流施設の利便性を高めるとともに、災害が発生した場合の緊急輸送路や迂回路を確保することで安全・安心なまちづくりに取り組み、地域の活性化を図る」ことを目標に掲げ、基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取り組みの中で、「越後妻有アートトリエンナーレ」や「交通空白地解消社会実験事業」に取り組むこととしている。

本計画においても、「大地の芸術祭中心市街地プロジェクト」や「予約型乗合タクシー運行事業」を通じて、これらの施策に積極的に取り組むこととする。

(4) 十日町市住生活基本計画（平成 23 年 3 月）

住生活基本法に則して策定された「十日町市住生活基本計画」では、目標を達成する

ための基本方針に「基本方針4：中心市街地の再整備と連携したまちづくり」を掲げ、「中心市街地の再生を目指し、商店街の活性化と合わせて市街地居住者のための住環境整備を目指した計画の推進を図ります。」としている。

本計画においても、生活環境の魅力を向上させるため、市民の除雪の負担を軽減する支援策や居住促進のための支援策等を拡充するほか、少子高齢化に対応した居住施設の整備を進めることとする。

(5) 十日町市次世代育成支援対策行動計画（後期）（平成22年3月）

次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「十日町市次世代育成支援対策行動計画（後期）」では、施策目標に「施策目標3 地域における子育てネットワークづくり」を掲げ、地域子育て支援センター事業の推進方策として「子育て家庭における育児支援をめざし、利用者のニーズの把握に努めながら今後も事業の推進を図ります。」としている。

本計画においても、「子育て支援施設整備事業（旧田倉跡地活用事業）」を通じて、地域子育て支援センター機能の拡充を図ることとする。

(6) 十日町地域（十日町市、津南町）産業活性化基本計画（平成23年度～平成27年度）

企業立地促進法に基づき策定された「十日町地域産業活性化基本計画」では、機械・金属製品製造業等関連産業、食品製造業関連産業、循環型社会形成関連産業、観光関連産業の集積を図り、これらの業種に係る企業立地件数10件、製造品出荷額（増加額）50億円、新規雇用創出数200人の達成を目指している。

本計画においても、（仮称）産業・文化発信館や老人デイサービス施設の整備のほか、県立十日町病院やラポート十日町の改築、空き店舗活用支援といった各種事業を通じて、中心市街地内での新規創業・雇用促進に取り組むこととする。

[3] その他の事項

■ 市長の議会での施政方針開陳

(1) 平成23年第1回定例会

中心市街地活性化基本計画の策定については、これまで、取り組みの阻害要因の一つであった、旧娯楽会館などの取得が決まり、今後は、中心市街地の快適で魅力ある生活環境をつくり、都市機能の集積と創造的な事業活動を促進してまいります。さらに、中心商店街の「商店街にぎわい研究所」の活動や商店街の活性化に取り組む団体などを支援し、元気な商店街づくりを進めるために、これが最後のチャンスととらえて振興策を推進してまいります。

(2) 平成24年第1回定例会

昨年「中心市街地活性化基本計画 第1次骨子」を策定し、私も先頭に立って市内各団体や企業の皆様に計画の説明に回りました。この計画に着手したのは、交通空

白地解消対策や地域おこし協力隊の皆様の活躍などにより、市内の周辺地域の居住環境の改善対策がある程度なされたことから、今度は、空洞化が著しい中心市街地の活性化対策が必要であると判断したからです。計画の説明に回る中で、昨年、市が取得した田倉・娯楽会館等の跡地を、福祉施設やホテル、文化交流等の活動拠点として利用したいなど多くのご意見をいただき、たいへん心強く感じています。計画は、広範囲かつ多様性に富むため、市だけで実施するには限界があります。そのために、民間による投資が不可欠であり、その投資を促すための国や県の支援を引き出すための仕組みを確実に作り上げます。そして何よりも「この度の市の姿勢は本物だ。このチャンスをとらえて事業を拡大しよう」と思っていただけに全力で取り組みます。難しいチャレンジであり、克服しなければならない課題もありますが、1つひとつ乗り越えて魅力ある街をつくりあげてまいりたいと思います。

(3) 平成 25 年第 1 回定例会

活力を生むための基盤整備においては、これまで課題であった中心市街地活性化基本計画を具体化させていきます。私はこれまで、まちづくりにおいては、まず山間集落の課題解決に力を注いできました。全国に先駆けて地域おこし協力隊を設置し、マンパワーで地域を支える仕組みや、また交通空白地の解消などに重点的に対応してきました。その結果、集落において伝統行事が復活したり、特産品開発がすすめられたりと、活性化に向けた取り組みがなされてきました。

そのことを受けて、次なる課題でもある、中心市街地活性化に着手した次第です。その条件整備として、市街地の旧田倉や旧娯楽会館の用地取得を行い、そして民間活力を反映するために事業プランの公募を行いました。結果、多くの事業者の皆さまからプランをお寄せいただき、この民間投資と行政事業を組み合わせることで、未来に向けた市街地の基盤づくりに結びつくものと思っています。併せて、中心市街地の活性化を進めるためのNPO法人が設立されるなど、今後の市街地づくりに大いに期待しています。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地の活性化の目標に記載
	認定の手續	9. 4～8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項の[2]中心市街地活性化協議会に関する事項に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4～8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項の記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. から8. に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. から8. に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. から8. に記載

